

(山梨県立愛宕山こどもの国設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第三条 山梨県立愛宕山こどもの国設置及び管理条例施行規則(昭和四十六年山梨県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を次のように改める。

(指定管理者の指定の申請)

第二条 条例第六条第一項の規定による山梨県立愛宕山こどもの国の指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書(第一号様式)に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 収支計画書
- 三 実施体制を記載した書類
- 四 団体の概要を記載した書類
- 五 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- 六 法人の登記事項証明書(法人の場合に限る。)
- 七 知事が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
- 八 前各号に掲げるもののほか、条例第六条第二項各号に掲げる基準による指定管理者の選定のため知事が必要と認める書類

(行為の許可の申請手続)

第三条 条例第十四条第一項各号に規定する行為をしようとする者は、当該行為をしようとする日の十四日前までに、使用許可申請書(第二号様式)を知事に提出しなければならない。

2 条例第十四条第一項後段の規定により許可を受けた事項を変更しようとする者は、速やかに、変更許可申請書(第三号様式)を知事に提出しなければならない。第一号様式を次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)

所在地

団体の名称

代表者の氏名 印

指定管理者指定申請書

山梨県立愛宕山こどもの国の指定管理者の指定を受けたいので、山梨県立愛宕山こどもの国設置及び管理条例第6条第1項の規定により、必要書類を添付の上申請します。

第二号様式を削る。

第三号様式中「第3号様式」を「第3号様式(第3条関係)」に改め、同様式を第二号様式とする。

第四号様式中「第4号様式」を「第4号様式(第3条関係)」に改め、同様式を第三号様式とする。

(山梨県立県民の森保健休養施設設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第四条 山梨県立県民の森保健休養施設設置及び管理条例施行規則(昭和五十年山梨県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(指定管理者の指定の申請)

第二条 条例第六条第一項の規定による山梨県立県民の森保健休養施設の指定管理者

の指定の申請は、指定管理者指定申請書(第一号様式)に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。

一 事業計画書

二 収支計画書

三 実施体制を記載した書類

四 団体の概要を記載した書類

五 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの

六 法人の登記事項証明書(法人の場合に限る。)

七 知事が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの

八 前各号に掲げるもののほか、条例第六条第二項各号に掲げる基準による指定管

理者の選定のため知事が必要と認める書類

第三条第一項中「第六条第一項各号」を「第十一条第一項各号」に、「(第一号様

式)」を、「(第二号様式)」に改め、同条第二項中「第六条第一項」を「第十一条第

一項」に、「(第二号様式)」を、「(第三号様式)」に改める。

第二号様式を第三号様式とし、第一号様式を第二号様式とし、附則の次に次の様式を加える。

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

（申請者）

所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

指定管理者指定申請書

山梨県立県民の森保健休養施設の指定管理者の指定を受けたいので、山梨県立県民の森保健休養施設設置及び管理条例第6条第1項の規定により、必要書類を添付の上申請します。

(山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第五条 山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例施行規則(昭和五十一年山梨県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三条及び第四条を削る。

第二条の二中「第五条第一項の表二の項」を「第七条第一項の表二の項」に改め、同条を第四条とする。

第二条中「山梨県立青い鳥福祉センター(以下「センター」という。)」を「センター」に改め、同条を第三条とする。

第一条の次に次の一条を加える。

(指定管理者の指定の申請)

第二条 条例第六条第一項の規定による山梨県立青い鳥福祉センター(以下「センター」という。)(の指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書(別記様式)に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。

一 事業計画書

二 収支計画書

三 実施体制を記載した書類

四 団体の概要を記載した書類

五 定款又はこれに準ずるもの

六 法人の登記事項証明書

七 知事が指定する事業年度の貸借対照表、資金収支計算書及び活動収支計算書又はこれらに準ずるもの

八 前各号に掲げるもののほか、条例第六条第二項各号に掲げる基準による指定管理者の選定のため知事が必要と認める書類

第五条から第七条までを削る。

別表第二を削る。

別表第一中「(第一条関係)」「を」「(第三条関係)」「に」「第二条の二」を「第四条」に改め、同表を別表とする。

第二号様式を削り、第一号様式を次のように改める。

別記様式（第2条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

（申請者）

所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

指定管理者指定申請書

山梨県立青い鳥福祉センターの指定管理者の指定を受けたいので、山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例第6条第1項の規定により、必要書類を添付の上申請します。

(山梨県立知的障害者授産施設設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第六条 山梨県立知的障害者授産施設設置及び管理条例施行規則(昭和五十三年山梨県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三条及び第四条を削る。

第二条の第二項の表一の項中「第六条第一項の表一の項」を「第八条第一項の表一の項」に改め、同表二の項中「第六条第一項の表二の項」を「第八条第一項の表二の項」に改め、同表三の項中「第六条第一項の表三の項」を「第八条第一項の表三の項」に改め、「児童福祉法」の下に「(昭和二十二年法律第百六十四号)」を加え、同条第二項を削り、同条を第四条とする。

第二条中「山梨県立梨の実寮(以下「梨の実寮」という。)及び山梨県立もえぎ寮(以下「もえぎ寮」という。)を「梨の実寮」に改め、第一号を次のように改める。

一 定員 第四条の表二の項の定員内

第二条を第三条とする。

第一条の次に次の一条を加える。

(指定管理者の指定の申請)

第二条 条例第七条第一項の規定による山梨県立梨の実寮(以下「梨の実寮」という。)の指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書(別記様式)に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。

一 事業計画書

二 収支計画書

三 実施体制を記載した書類

四 団体の概要を記載した書類

五 定款又はこれに準ずるもの

六 法人の登記事項証明書

七 知事が指定する事業年度の貸借対照表、資金収支計算書及び活動収支計算書又はこれらに準ずるもの

八 前各号に掲げるもののほか、条例第七条第二項各号に掲げる基準による指定管理者の選定のため知事が必要と認める書類

第五条から第七条までを削る。

第二号様式を削り、第一号様式を次のように改める。

別記様式（第2条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

（申請者）

所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

指定管理者指定申請書

山梨県立梨の実寮の実寮の指定管理者の指定を受けたいので、山梨県立知的障害者授産施設
設置及び管理条例第7条第1項の規定により、必要書類を添付の上申請します。

(山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第七条 山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例施行規則(昭和五十四年山梨県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(指定管理者の指定の申請)

第二条 条例第六条第一項の規定による山梨県立武田の杜保健休養林の指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書(第一号様式)に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。

- 一 事業計画書
 - 二 収支計画書
 - 三 実施体制を記載した書類
 - 四 団体の概要を記載した書類
 - 五 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
 - 六 法人の登記事項証明書(法人の場合に限る。)
 - 七 知事が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
 - 八 前各号に掲げるもののほか、条例第六条第二項各号に掲げる基準による指定管理者の選定のため知事が必要と認める書類
- 第三条を削る。
- 第四条第一項中「第九条第一項各号」を「第十七条第一項各号」に、「(第三号様式)」を「(第二号様式)」に改め、同条第二項中「第九条第一項後段」を「第十七条第一項後段」に、「(第四号様式)」を「(第三号様式)」に改め、同条を第三号とする。
- 第一号様式を次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

（申請者）

所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

指定管理者指定申請書

山梨県立武田の杜保健休養林の指定管理者の指定を受けたいので、山梨県立武田の杜^{もり}保健休養林設置及び管理条例第6条第1項の規定により、必要書類を添付の上申請します。

第三号様式中「(第4条)」を「(第3条)」に改め、同様式を第二号様式とする。

第四号様式中「(第4条)」を「(第3条)」に改め、同様式を第三号様式とする。

(山梨県立県民文化ホール設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第八条 山梨県立県民文化ホール設置及び管理条例施行規則(昭和五十七年山梨県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(指定管理者の指定の申請)

第二条 条例第五条第一項の規定による山梨県立県民文化ホールの指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書(別記様式)に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。

- 一 事業計画書
 - 二 収支計画書
 - 三 実施体制を記載した書類
 - 四 団体の概要を記載した書類
 - 五 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
 - 六 法人の登記事項証明書(法人の場合に限る。)
 - 七 知事が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
 - 八 前各号に掲げるもののほか、条例第五条第一項各号に掲げる基準による指定管理者の選定のため知事が必要と認める書類
- 第三条から第十一条までを削る。
- 第二号様式及び第三号様式を削り、第一号様式を次のように改める。

別記様式（第2条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)

所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

指定管理者指定申請書

山梨県立県民文化ホールの指定管理者の指定を受けたいので、山梨県立県民文化ホール設置及び管理条例第5条第1項の規定により、必要書類を添付の上申請します。

別表を削る。

(山梨県立総合福祉センター設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第九条 山梨県立総合福祉センター設置及び管理条例施行規則(昭和五十七年山梨県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(指定管理者の指定の申請)

第二条 条例第五条第一項の規定による山梨県立総合福祉センターの指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書(別記様式)に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。

- 一 事業計画書
 - 二 収支計画書
 - 三 実施体制を記載した書類
 - 四 団体の概要を記載した書類
 - 五 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
 - 六 法人の登記事項証明書(法人の場合に限る。)
 - 七 知事が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
 - 八 前各号に掲げるもののほか、条例第五条第二項各号に掲げる基準による指定管理者の選定のため知事が必要と認める書類
- 第三条から第五条までを削る。
- 第二号様式を削り、第一号様式を次のように改める。

別記様式（第2条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

（申請者）

所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

指定管理者指定申請書

山梨県立総合福祉センターの指定管理者の指定を受けたいので、山梨県立総合福祉センター設置及び管理条例第5条第1項の規定により、必要書類を添付の上申請します。

(山梨県立身体障害者授産施設設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第十条 山梨県立身体障害者授産施設設置及び管理条例施行規則(昭和五十八年山梨県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第三条及び第四条を削る。

第二条の二の表一の項中「第五条第一項の表一の項」を「第七条第一項の表一の項」に改め、同表二の項中「第五条第一項の表二の項」を「第七条第一項の表二の項」に改め、同表三の項中「第五条第一項の表三の項」を「第七条第一項の表三の項」に改め、「児童福祉法」の下に、「(昭和二十二年法律第百六十四号)」を加え、同表四の項中「第五条第一項の表四の項」を「第七条第一項の表四の項」に改め、「知的障害者福祉法」の下に、「(昭和三十五年法律第三十七号)」を加え、同条を第四条とする。

第二条中「山梨県立あさひワークホーム(以下「あさひワークホーム」という。)」を「あさひワークホーム」に、「第二条の二の表二の項」を「第四条の表二の項」に改め、同条を第三条とする。

第一条の次に次の一条を加える。

(指定管理者の指定の申請)

第二条 条例第六条第一項の規定による山梨県立あさひワークホーム(以下「あさひワークホーム」という。)の指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書(別記様式)に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。

- 一 事業計画書
 - 二 収支計画書
 - 三 実施体制を記載した書類
 - 四 団体の概要を記載した書類
 - 五 定款又はこれに準ずるもの
 - 六 法人の登記事項証明書
 - 七 知事が指定する事業年度の貸借対照表、資金収支計算書及び活動収支計算書又はこれらに準ずるもの
 - 八 前各号に掲げるもののほか、条例第六条第二項各号に掲げる基準による指定管理者の選定のため知事が必要と認める書類
- 第五条から第七条までを削る。
- 第二号様式を削り、第一号様式を次のように改める。

年 月 日

山梨県知事 殿

（申請者）

所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

指定管理者指定申請書

山梨県立あさひワークホームの指定管理者の指定を受けたいので、山梨県立身体障害者授産施設設置及び管理条例第6条第1項の規定により、必要書類を添付の上申請します。

(山梨県立国際交流センター設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第十一条 山梨県立国際交流センター設置及び管理条例施行規則(平成二年山梨県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「(宿泊施設の利用の許可)」に改め、同条中「という。」の下に「の宿泊施設(以下「宿泊施設」という。)」を加え、「山梨県立国際交流センター利用許可申請書(第一号様式)」を「宿泊施設利用許可申請書(第一号様式)」に在籍する学校の長その他の所属する団体の代表者の推薦書(第二号様式)を添付して、「」に改める。

第三条第一項中「センターの」を「宿泊施設の」に、「山梨県立国際交流センター利用変更承認申請書(第二号様式)」を「宿泊施設利用変更許可申請書(第三号様式)」に、「その承認」を「その許可」に改める。

第四条を次のように改める。

(指定管理者の指定の申請)

第四条 条例第七条第一項の規定によるセンターの指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書(第四号様式)に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。

- 一 事業計画書
 - 二 収支計画書
 - 三 実施体制を記載した書類
 - 四 団体の概要を記載した書類
 - 五 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
 - 六 法人の登記事項証明書(法人の場合に限る。)
 - 七 知事が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
 - 八 前各号に掲げるもののほか、条例第七条第二項各号に掲げる基準による指定管理者の選定のため知事が必要と認める書類
- 第一号様式及び第二号様式を次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

顔写真ちょう付
(3cm × 2.5cm で、
最近6月以内に撮影
したもの)

(申請者)
住所
氏名 (自署)

宿泊施設利用許可申請書

次のとおり山梨県立国際交流センターの宿泊施設を利用したいので、山梨県立国際交流センター設置及び管理条例第3条の規定により、許可を申請します。

なお、利用が許可された場合には、条例その他の規定に違反しないこと及び利用許可期間が満了する日に許可を受けた宿泊施設を原状に復し、退館することを誓約します。

利用者氏名	氏	名	
ふりがな			
生年月日	年 月 日生 (歳)		
国籍		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで		
在留資格	種類	期間	
申請の理由（住宅事情、国際交流意欲、経済事情等）			

)

推 薦 書

年 月 日

山梨県知事 殿

(推薦者)

所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

私は、次の者を山梨県立国際交流センターの宿泊施設を利用するにふさわしい者と認め、推薦します。

なお、使用が許可された場合には、条例その他の規定を遵守するよう指導します。

- 1 被推薦者氏名
- 2 推薦理由